

学校生活のきまり

新居浜市立別子中学校

1 学校生活

- (1) 始業時刻は、8:00とする。その時間までに入室できなかった場合は遅刻とする。
- (2) 登校後、提出物は朝の会までに提出する。
- (3) 部活動は、別に定める。

2 服装、持ち物

- (1) 学校生活では、学習や運動に適した身だしなみをする。ただし、服装は学校指定の服および体操服とする。

ア 冬服

上着、スラックスまたはスカート、ネクタイまたはリボンすべて学校指定のものとする。白カッターシャツを中に着る。スカートの長さは、膝が隠れる長さとする。

イ 夏服

上着は白半袖カッターシャツとする。スラックスまたはスカートは、学校指定のものとする。スカートの長さは、膝が隠れる長さとする。

ウ 靴下

靴下は、必ず着用する。くるぶしがかくれるものとする。

エ 下着

下着は、必ず着用する。下着としてTシャツを着用してもよい。

オ その他

- ① ベルトは、必要に応じて着用する。冬季は、タイツを着用してもよい。気温や体調に応じて、長袖カッターシャツと半袖カッターシャツの併用可。上着を脱ぐ場合は、ネクタイ・リボンをはずしてもよい。
- ② 冬季は、防寒着（セーター、トレーナー）を着用してもよい。ただし、上着の裾、袖口から出ないものとする。
- ③ 冬季は、制服の上に防寒着を着用してもよい。
- ④ 冬季は、カイロ・長靴を使用してもよい。ただし、使い捨てカイロは使用後、家（寮）で処分する。長靴は足を入れる部分をひもで縛れるものが効果的。
- ⑤ 冬季は、マフラー・手袋・ネックウォーマーなどを着用してもよい。ただし、登下校時のみとする。
- ⑥ 水筒にお茶・スポーツドリンクを入れて持ってきてよい。原則、休み時間と部活動時のみの飲用とする。夏季は、熱中症防止の観点から、活動中も適宜飲用する。夏季に水筒で足りない場合は、ペットボトルホルダーを使用していれば、ペットボトルでも可。
- ⑦ 通学カバンは、背負えるものとする。
- ⑧ 上履きは、学校指定のスクールシューズとする。通学靴は、授業でも併用するので、運動に適しているものにする。

3 所持品

学校生活に必要なもの（危険物・漫画・お菓子・携帯電話・必要のない金銭など）は持ってこない。

4 頭髪

(1) 前髪

前髪は目にかからないようにする。

(2) 後ろ髪

後ろ髪は肩を結ぶ線程度とする。それより長い場合は、一つか二つに束ねてゴムでくくる。ただし、束ねた髪はアレンジしない。帽子のかぶりやすい髪型にする。

(3) その他

ア 余分な手を加えない。（染色、脱色、パーマ、整髪料などは不可、ストレートパーマもヘアーアイロンも不可）

イ 眉を薄くしたり、細くしたりしない。

5 その他

(1) 部活動で使用した服（体操服など）で下校してもよい。

(2) 下校中や部活動の行き帰りに、コンビニなどに寄ったり、自動販売機で買ったりしない。

(3) 自転車は、学校の安全点検を受けたものを使用する。必ずヘルメットを着用し、自転車には鍵をかける。

(4) 学校生活のきまりについては、今後変更の可能性がある。

令和7年2月改定